



平成 26 年 4 月 10 日
内閣府沖縄担当部局

沖縄振興特別措置法に基づく経済金融活性化特別地区の指定について

標記の件につきまして、平成 26 年 4 月 1 日付けで沖縄県知事から提出がありました経済金融活性化特別地区の指定の申請については、沖縄振興特別措置法の定める要件を満たしていることから、平成 26 年 4 月 10 日付けで沖縄県知事の申請の内容のとおり指定を行い、内閣府告示第 29 号により公示をしましたので、お知らせします。

（地区の名称及び区域）

名称：名護地区

区域：名護市

【本件問合わせ先】

内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付
産業振興担当参事官室

溝上、尾崎

電話：03-3581-5717

経済金融活性化特別地区について

（制度の概要）

- 本年４月１日に施行された改正沖縄振興特別措置法において、従来の現行の金融業務特別地区を抜本的に見直し、対象産業を金融に限定せずに多様化した経済金融活性化特別地区の創設
- 沖縄県知事の申請に基づき、内閣総理大臣が「経済金融活性化特別地区」として沖縄県内の一の地域を指定
- 沖縄県知事が「経済金融活性化計画」において沖縄の経済金融の活性化を図るため集積を促進しようとする産業（課税特例の対象業種）を設定[※]し、申請により当該計画を内閣総理大臣が認定

（主な優遇措置の概要）

	優遇項目	優遇措置の概要
国 税	所得控除制度	経済金融活性化特別地区において新設された法人で、常時雇用する従業員数が特区内常時使用従業員数が５人以上等の要件を満たすものとして沖縄県知事から認定を受けた法人は最長で新設以後１０年間、所得の４０％を法人税の課税所得から控除（特区内での雇用を増加するほど 税制メリットの大きくなる仕組みとして、「所得控除額＝所得金額×４０％×特区内雇用者数/全雇用者数」の導入）
	投資税額控除	新設又は増設した機械、建物等の取得価額の一定割合を法人税から控除（機械・装置：１５％、建物・建物附属設備：８％）
	特別償却	新たに機械、建物等を取得等した場合、普通償却限度額に加えて、取得価額に一定割合を乗じた額を償却（機械・装置：５０％、建物・建物附属設備：２５％）
そ の 他	地方交付税による減収補てん措置	事業税、不動産取得税、固定資産税を県、市町村が減免した場合に、その減免に伴う減収を地方交付税によって補てん。

注 国税にかかる優遇措置はいずれか一つを選択。

※経済金融活性化計画については、現在、沖縄県において検討中であり、準備ができ次第、申請・認定の予定です。